

地図

子どものための世界サミット（1990年）の目標の実施状況を評価した130カ国以上の報告にもとづき、サミット以降の10年間の終了にあたって行なわれた振り返りの結果を図表で表したもの。取り上げられた指標は、子どもの福祉に関してどのような成果があり、どのような課題が今後に残されたかを明らかにしている。

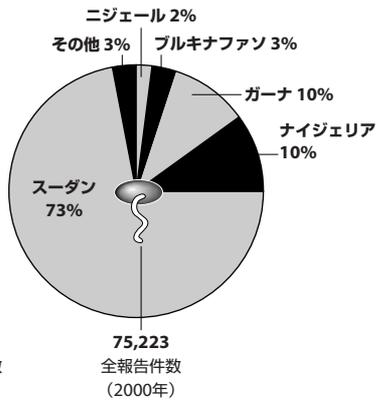
地図

1. 子どものための世界サミット以降の進展	78
2. 健康な生活と質の高い教育の促進	80
3. 子どもの保護およびHIV／エイズとの闘い	82
地図に関する一般的留意事項.....	84

メジナ虫症

報告件数の分布率
(1990-2000年)

出典: WHO



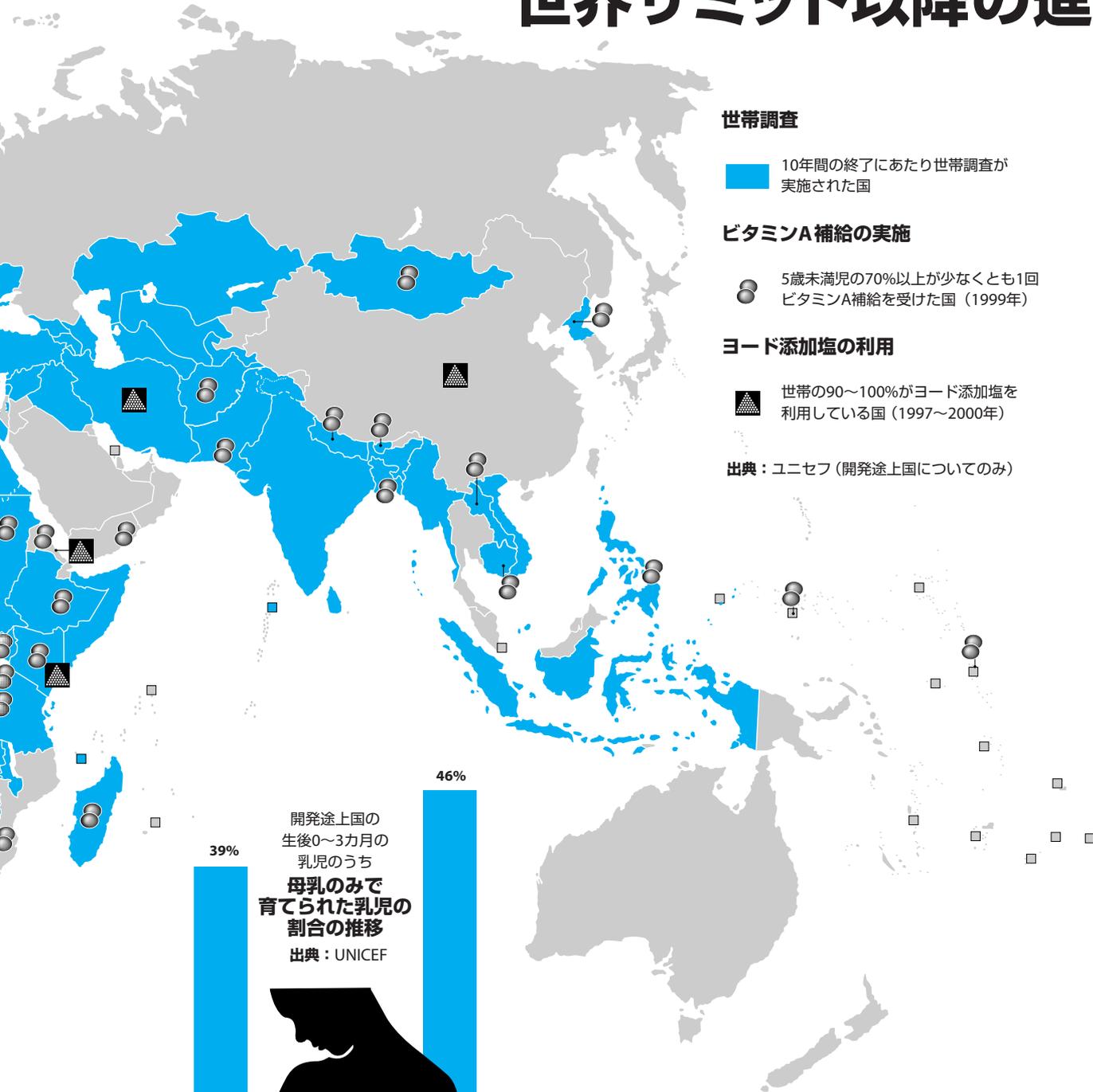
623,844
全報告件数
(1990年)

75,223
全報告件数
(2000年)

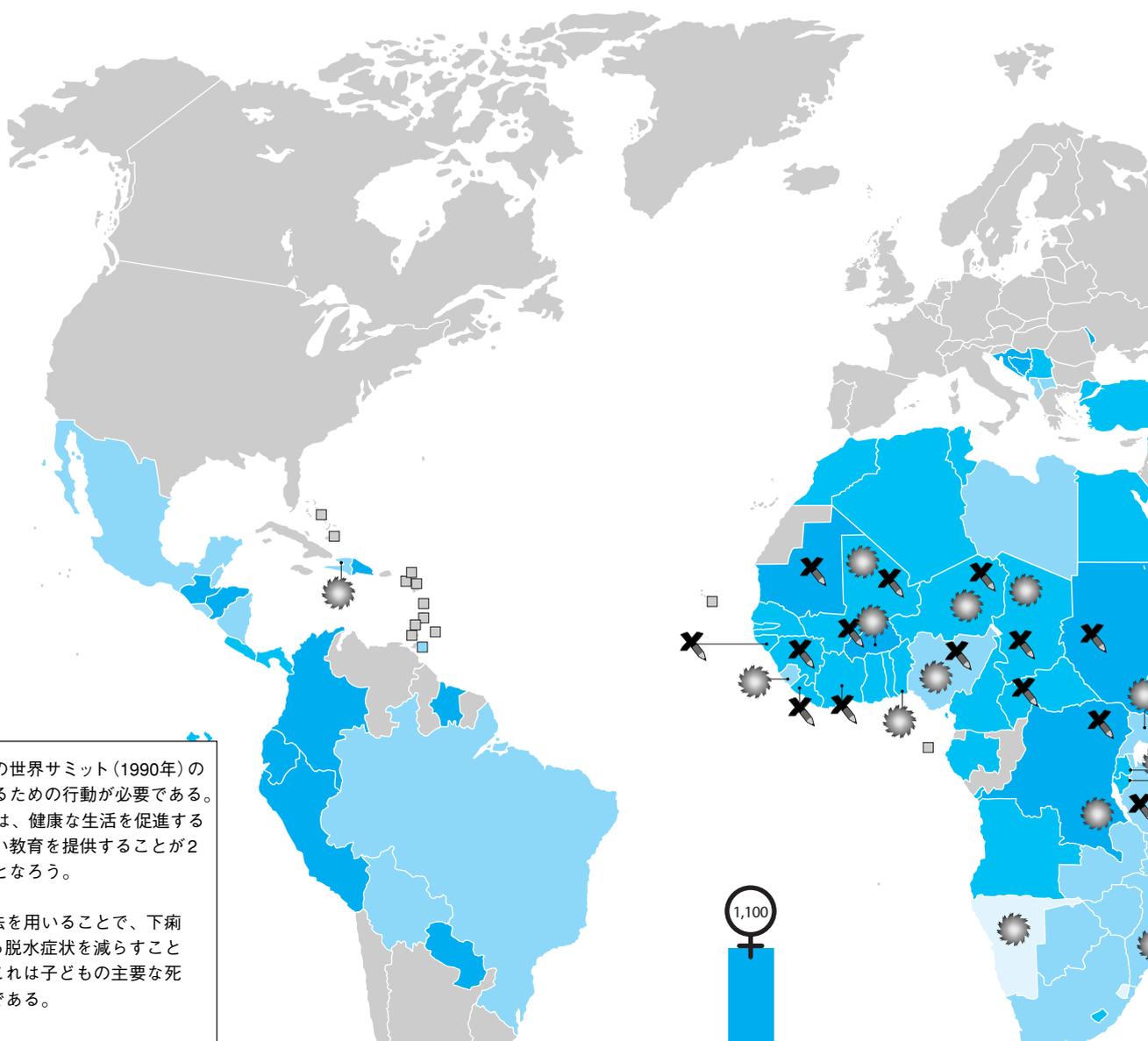
世界の指導者たちは、子どものための世界サミット(1990年)で、子どものための27項目の目標を2000年までに達成すると誓約した。10年間の終了にあたり、130カ国以上が目標に向けた進展状況を報告した。

- ・ 今日、開発途上国のうち43カ国が5歳未満児の70%以上を対象にビタミンA補給を実施している。これにより、1998年から2000年にかけて100万人の子どもの死亡を防止できた可能性がある。
- ・ 開発途上国の約72%の世帯がヨード添加塩を利用している。10年前にはこの割合は20%に満たなかった。
- ・ 開発途上国の生後0~3カ月の乳児のうち母乳のみで育てられた乳児の割合は、1989年から1999年にかけて39%から46%に増加した。
- ・ メジナ虫症は、中東の1カ国およびサハラ以南のアフリカの一部諸国を除いて根絶されている。

子どものための 世界サミット以降の進展

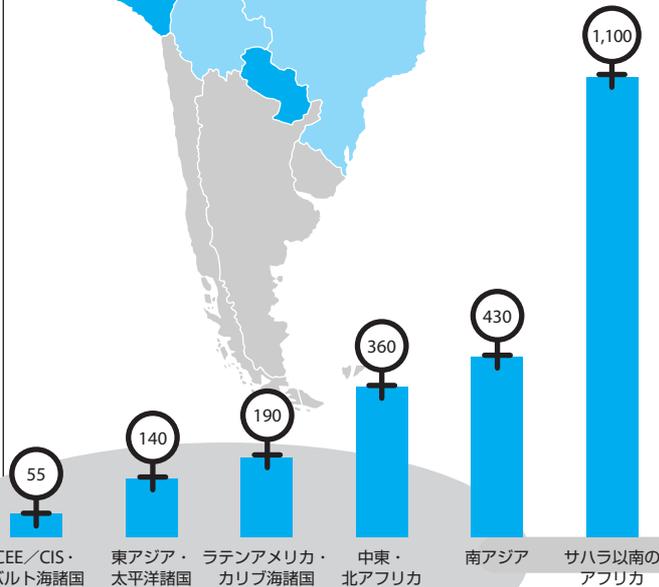


この地図は、いずれかの国もしくは地域の法的地位またはいずれかの国境の確定に関するユニセフの立場を反映するものではない。点線は、インドとパキスタンが合意したジャンムー・カシミールのおおよその統治線を表したものである。ジャンムー・カシミールの地位の確定については当事者の合意が得られていない。



子どものための世界サミット(1990年)の課題を完遂するための行動が必要である。次の10年間には、健康な生活を促進することと質の高い教育を提供することが2つの優先課題となる。

- ・経口補水療法を用いることで、下痢性疾患による脱水症状を減らすことができる。これは子どもの主要な死因のひとつである。
- ・1億4,900万人の子どものうち、その3分の2はアジアの子どもである。栄養不良の子どもの絶対数はアフリカで増加している。
- ・初等学校就学率は上昇したものの、初等学校年齢に相当する1億人以上の子どもが学校に通えていない。そのうち60%近くが女子である。
- ・いまなお毎年51万5,000人の女性が妊娠・出産の結果死亡している。そのうち半数近くはサハラ以南アフリカの女性である。



妊産婦の死亡

出生10万人あたりの妊産婦死亡件数 (1995年)

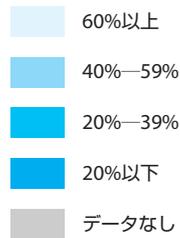
出典：UNFPA/ユニセフ/WHO

一生のうち妊娠・出産時に死亡する女性の割合
後発開発途上国 16人に1人
先進工業国 4,085人に1人

健康な生活と 質の高い教育の促進

経口補水療法の利用

5歳未満児の下痢性疾患の予防を目的とした
経口補水療法の利用（1995—2000年）



栄養不良の子ども

5歳未満児の25%以上が
低体重の子どもである国
（1995—2000年）

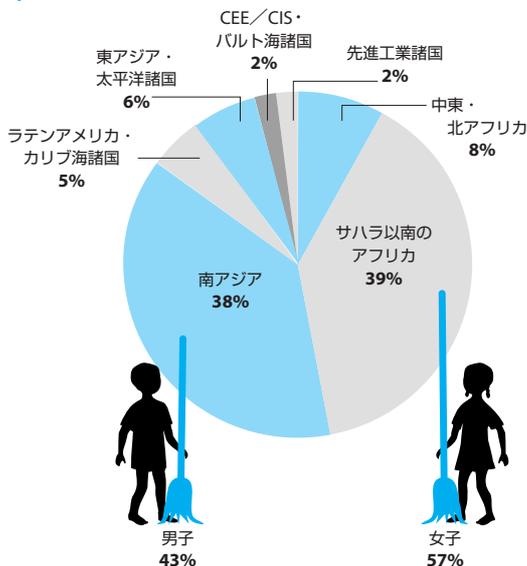
十分な教育を受けていない子ども

子どもの60%未満しか
初等学校に就学または通学していない国
（1994—2000年）

出典：ユネスコ/ユニセフ

初等学校年齢に相当しながら 就学・通学していない子ども

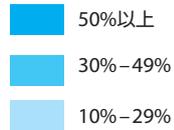
地域別（1998年）
出典：ユニセフ



この地図は、いずれかの国もしくは地域の法的地位またはいずれかの国境の確定に関するユニセフの立場を反映するものではない。点線は、インドとパキスタンが合意したジャンムー・カシミールのおおよその統治線を表したものである。ジャンムー・カシミールの地位の確定については当事者の合意が得られていない。

一部アフリカ諸国におけるエイズと子どもの死亡

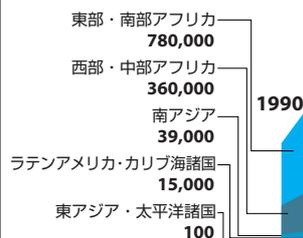
5歳未満児の死亡のうちエイズを理由とするものの割合 (2000-2005年の予測値)



出典：国連人口局 (1999年)

虐待・搾取・暴力から子どもを保護し、HIV/エイズと闘うためにあらゆるレベルのリーダーシップが必要とされている。

- ・国際条約は法的拘束力を有する文書であり、各国政府が遵守すべき規準と義務を定めている。マップに掲載した条約は、子どもの権利条約とともに、子どもと女性を保護する基盤となるものである。
- ・HIV/エイズとともに生きている人々3,600万人(推定)のうち、95%は開発途上国に暮らしており、1,640万人は女性であり、140万人は15歳未満の子どもである。
- ・現時点で少なくとも1,040万人の15歳未満児がエイズのために母親または両親を失っている。そのうち90%はサハラ以南のアフリカの子どもである。2000年には約230万人の15歳未満児がエイズのために親を失った。これは14秒ごとにひとりという割合である。



6,400,000
東部・南部アフリカ

エイズで親を失った子ども
エイズのために母親または両親を失った15歳未満の子ども的人数
一部地域のみ(1990-2000年)
出典：UNAIDS/ユニセフ

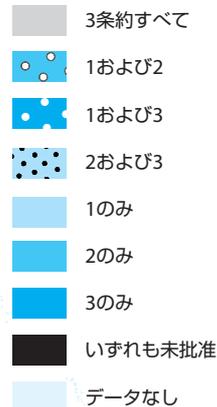
3,000,000
西部・中部アフリカ

650,000 南アジア
160,000 ラテンアメリカ・カリブ海諸国
140,000 東アジア・太平洋諸国

子どもの保護および HIV／エイズとの闘い

以下のいずれかの条約を批准した国

- 1) 女子差別撤廃条約
- 2) 最悪の形態の児童労働条約（182号）
- 3) 対人地雷禁止条約

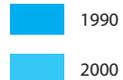


✓ 子どもの権利条約の2つの
選択議定書の両方またはいずれかに署名した国

■ 出典：国連ウェブサイト（2001年6月18日現在）；
ILOウェブサイト（2001年6月18日現在）

HIV／エイズとともに 生きている人々の 推定人数

地域別（1990～2000年）



出典：UNAIDS/WHO



この地図は、いずれかの国もしくは地域の法的地位またはいずれかの国境の確定に関するユニセフの立場を反映するものではない。点線は、インドとパキスタンが合意したジャンムー・カシミールのおおよその統治線を表したものである。ジャンムー・カシミールの地位の確定については当事者の合意が得られていない。

地図に関する 一般的留意事項

以上の地図は、国連事務総長報告書‘We the Children: End-decade review of the follow-up to the World Summit for Children’からとったデータにもとづくものである。10年間の終了にあたって各国が実施した調査から得られた最新の統計データは、国連事務総長報告書に添付文書の統計版として含められ、2001年9月〔訳注2002年5月に延期〕の国連子ども特別総会に提出される予定になっている。

図表化のためのデータの出典はそれぞれの地図に記載されている。スペースに余裕のあるかぎり多くの国を掲載した。一部の島嶼国は、そのままでは指標が見にくくなる可能性がある場合はボックスに囲んで掲載してある。

地図のインタラクティブ版はユニセフのウェブサイトで利用可能である。URLは以下のとおり。

www.unicef.org/sowc02/

地図1：子どものための世界サミット以降の進展 とくに留意事項なし。

地図2：健康な生活と質の高い教育の促進

妊産婦死亡率（出生10万人あたりの年間妊産婦死亡件数）は、女性が妊娠のたびに直面する死亡危険率を測定する指標である。生涯死亡危険率は、女性ひとりあたりの平均出産件数および出産の結果死亡する蓋然性の双方を考慮に入れ、女性の生殖可能期間全体を通じて積算された、母親となったことを理由に死亡する危険性を測定するものである。

経口補水療法に関するデータのうち、ベリーズ、中国、コスタリカ、メキシコ、ナミビア、スリランカおよびシリアに関するものは1990～1995年の、タイおよびトリニダードトバゴに関するものは1987年時点のものである。ナミビアにおける栄養不

良の子どものデータは1992年時点のものを使用した。

地図3：子どもの保護およびHIV／エイズとの闘い マップに掲載した条約の正式名称はそれぞれ以下のとおりである。女子差別撤廃条約＝女性（女子）に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約。最悪の形態の児童労働条約（180号）＝最悪の形態の児童労働の禁止および廃絶のための即時行動に関する〔国際労働機関第180号〕条約。対人地雷禁止条約＝対人地雷の使用、貯蔵、生産および移譲の禁止ならびに廃棄に関する条約。子どもの権利条約＝子ども（児童）の権利に関する条約。子どもの権利条約の2つの選択議定書＝武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書、子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーに関する子どもの権利条約の選択議定書。

いずれかの国がいずれかの条約に署名することは予備的・一般的支持を表す行為であり、条約の趣旨・目的を無効にするような行為を行わないよう誠実に行動する義務を生じさせる。条約の批准とは、締約国が条約の規定に法的に拘束されることに対する締約国の同意を意味するものである。子どもの権利条約の2つの選択議定書は2000年5月に署名のために開放され、批准が始まっている〔訳注／それぞれ2002年2月12日および同1月18日に発効〕。

エイズによって親を失った子どものデータは、ユニセフが使用している地域分類にしたがって分類してある。HIV／エイズとともに生きている人々のデータは、UNAIDS／WHOが使用している地域分類にしたがって分析されたものである。2つの地域分類は対照可能なものとはなっていない。